

## 後期高齢者医療保険料 特別徴収の仮徴収額の「平準化」について

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方については、特別徴収される額が年間を通じてできるだけ均等（平準化）になるように、6月と8月の保険料の仮徴収額を変更します。

※「仮徴収」「本徴収」とは

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、前年度2月と同額の保険料を納めていただきます。			確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残額を3回に分けて納めていただきます。		

※「平準化」とは

仮徴収額は、原則として前年度2月の特別徴収額と同額になりますが、所得などの変動により仮徴収額と本徴収額の差が大きく異なる場合があります。そのまま仮徴収を行うと、仮徴収額（前半）と本徴収額（後半）は毎年増減を繰り返すことになり、前半または後半のどちらかに負担が偏ったままになってしまいます。そこで、1年間を通じて保険料の特別徴収額（年金からの天引き額）ができるだけ均等になるように6月と8月の仮徴収額を変更します。

### 参考例

平成31(令和元)年度  
年額41,200円

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
1,300円	1,300円	1,300円	12,500円	12,400円	12,400円

令和2年度  
年額44,400円  
※平準化しない場合

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
12,400円	12,400円	12,400円	2,400円	2,400円	2,400円

変更

仮徴収額と本徴収額がほぼ同額となるように、  
6月と8月の仮徴収額を変更します。

年額44,400円  
※平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
12,400円	4,900円	4,900円	7,400円	7,400円	7,400円

← 仮徴収額22,200円 →

← 本徴収額22,200円 →

令和3年度  
年額44,400円  
※令和2年度に  
平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
7,400円	7,400円	7,400円	7,400円	7,400円	7,400円

問い合わせ 保険年金課 ☎ 45・3111（内線115）

問い合わせ  
建設課 都市計画係  
☎ 45・3111（内線268）

町では、平成27年度から令和元年度までの5年間に、都市再生整備計画事業による「池田町中央地区整備計画」を策定し、池田山麓の道路や公園の整備を実施しました。

整備の内容は、ふれあい街道の願成寺地内と藤代地内の道路改良や、霞間ヶ渓公園花畑の新設、大津谷公園のトイレのバリアフリー化、霞間ヶ渓スポーツ公園の遊具の設置などです。

昨年度の事業完了にあたり、これら事業の評価シートを作成し、有識者から構成する評価委員会にて事業評価を実施しました。その時点では未確定であった公園や温泉、道の駅の利用者数ならびに観光客数の指標達成について、フォローアップ調査を実施しましたので、結果を公表します。

フォローアップ報告書は、町のホームページと建設課窓口にて閲覧できます。

池田町中央地区整備計画のフォローアップ調査報告書の公表について